

# よく分かる福祉講座

## ～①子育て編～

町の福祉施策について、皆さんに広く知っていただくため、今月号から3回シリーズで「福祉講座」を始めます。

1回目は、児童福祉施策(子育て支援)について、Q&A方式で紹介します。



### ★子どもへの手当について

**Q** 子ども手当や児童手当は、いろいろ制度が変わっているように感じます。今どうなっているの？

**A** 今年4月から、「児童手当」となっています。制度の概要は次のとおりです。

#### ○支給対象

中学校卒業までの子どもを養育している方

#### ○支給額(月額)

「3歳未満」 1万5千円

「3歳以上小学校修了まで」

〔第1子・第2子〕 1万円

〔第3子以降〕 1万5千円

〔中学生〕 1万円

〔所得が一定額以上の方〕 5千円

#### ○支給月

2月、6月、10月

〔4か月分をまとめて保護者の口座に振り込みます〕

また、子どもの出生等により受給対象となる子どもの人数が変わる時は、「額改定認定請求書」の提出が必要です。

その他、毎年6月には受給者全員に「現況届」の提出が義務付けられています。提出がない場合は、

6月分以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

**Q** その他に、子どもに対する手当はありますか？

**A** 母子・父子家庭の方には児童扶養手当が、父または母が交通災害等で亡くなられた、ひとり親家庭の方には交通災害等遺児手当があります。

また、町独自の施策として、第2子以降の未就学児を養育している方を対象に、「こどもこ育見応援手当」を支給しています(月額2千円)。

各手当の受給には、申請が必要です。ご不明な点は町福祉課までお問い合わせください。

### ★子どもの医療費について

**Q** 子どもが病院にかかった場合の医療費が無料って本当ですか？

**A** 中学校修了までのお子さんが医療機関を受診した場合、その時負担した医療費・薬代(保険診療分)を全額助成します。かかった費用を一度支払っていたら、原則として受診月の2か月



後に口座振り込みでお返しする方法をとっています。

県内の医療機関を受診する際は、窓口で「子ども医療費受給資格者証」の提示が必要です。薬局で薬をもらう場合も必ず提示してください。

また、これ以外にも、ひとり親家庭を対象とした医療費助成制度もあります。

**Q** 子どもが旅行先や帰省中に県外の病院を受診した場合は、どうしたらいいの？

**A** 県外の医療機関を受診した場合は、受診月の翌月から6か月以内に、その領収書と保険証、子ども医療費受給資格者証、印鑑を持って町福祉課へお越しください。

「子ども医療費助成申請書」に必要事項を記入し提出いただくことで、その時負担した医療費(保険診療分)を全額助成します。

## 保育園について

**Q** 保育園に入園するには、どのような手続きが必要ですか？

**A** 保育園へ入園できるのは、保護者または同居の親族が仕事や疾病等の事情で、家庭において子どもが保育ができないと認められる場合に限られています。

次年度の入園申込は、毎年10月頃に募集しています。町広報紙や行政チャンネル、ホームページ、各区の回覧文等でお知らせしていますので、入園を希望される場合は、「保育園入園申込書」に必要事項を記入し申し込んでください。なお、入園審査や施設の定員等の理由により入園できない場合もありますので、ご理解ください。

**Q** 年度の途中から、保育園に入りたいのですが…

**A** 保育園には定員があり、定員等に余裕があれば入園可能です。なお、予約制は実施していませんのでご理解ください。

10月頃に実施する入園募集時に、途中入園の希望調査を行っていますので、希望される方は「途中入園の希望者把握カード」を提出し

てください。

**Q** 保育料は、どのようにして決められるのですか？

**A** 保育料は、「保育所保育料徴収基準額表」に基づき、入園する児童の年齢と保護者等の所得額に応じて決定されます。なお、2人以上の児童が入所する場合は、半額になる等の減免制度があります。

また、多子世帯への支援として、第3子以降で3歳未満のお子さんの保育料は無料となっています。



↑今年2月に完成した新せせらぎ保育園

## 一時保育について

**Q** 少しの時間だけ、子どもを預けたいのですが、何かサービスはありませんか？

**A** 保護者の就職活動や疾病、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等の理由により、家庭で育児を行うことが一時的に困難な場合に、すみずみ子育てサポート事業として、一時預かりを行っています。概要は次のとおりです。

### ○利用できる児童

町内に住所を有する小学校就学前までの児童

### ○利用できる施設

・あおなみ保育園(おひさまる一む)  
※美浜町シルバー人材センターに委託

・敦賀市シルバー人材センターの託児所たんぽぽ

(敦賀市金山78-9)

・子育てサポートセンターきらきらしらび

(敦賀市若葉町1-1610・  
県民生協ハーツつるが横)

### ○利用できる日時

平日の午前8時30分から午後5時30分のうちで8時間以内



↑あおなみ保育園(おひさまる一む)での一時預かり

### ○利用時間の上限

1施設、児童1人あたり、月70時間未満の利用となります。

### ○利用料金

1時間700円のところ、町より半額補助し350円で利用できます。

第3子以降で3歳未満の児童は、町から全額補助し無料で利用できます。

### ○利用方法

事前に登録と利用施設への予約が必要です。

なお、受入れ定員を上回る場合や、町税等を完納していない世帯については、利用できませんのでご理解ください。

育児相談について

**Q** 子育ての悩みや、育児について相談したいのですが…

**A** 「はあとぴあ」や「子育て支援センター」のどちらでも相談に応じています。

また、保護者同士のつながりを持つことによって悩みが解決したり、気が楽になったりすることもありますので、「子育て支援センター」で保護者同士のつながりをつくるのも一つの方法です。



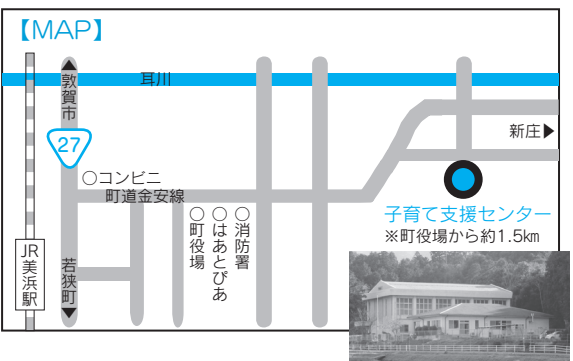
↑子育て支援センターでママ友の輪を広げませんか？

子育て支援センターについて

**Q** 子育て支援センターって何をする場所なの？

**A** 主に保育園に通っていない幼児と、その親がともに遊び、保護者同士のつながりの場として利用できる施設です。

センターでは、室内の2部屋と広い体育館、砂場や複合遊具のある園庭で遊べます。天気の良い日も、お子さんの年齢や状態に合わせて、思いっきり体を動かして自由に遊ぶことができます。午前11時30分から午後1時までランチタイムとして、お昼ごはん



← 広い体育館でのびのびと遊べますよ！



センターにはいろいろな遊具があります。ボールのプール、気持ちいい♪

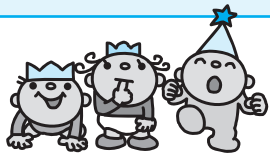
児童虐待について

**Q** 近所から、子どもを怒鳴る大きな声や、子どもの泣き叫ぶ声がよく聞かれるのですが…

**A** 虐待かなと思ったなら、すぐに子育て支援センター(夜間は役場へ)ご連絡ください。児童虐待の早期発見には、皆さんからの通告、情報提供が大切です。

虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、児童虐待かなと思われる場合は、通告義務が生じることになっていきます。通告した人の秘密は法律で守られ、責任を問われることはありませんので、どんなに小さな出来事や気になることでも、通告、情報の提供をお願いします。

※お問い合わせ先  
 ・町福祉課 ☎32-6704  
 ・子育て支援センター ☎32-0192  
 来月号では、「障がい福祉」についてお知らせします。



□ 平成 24 年度 再生利用等推進リーダー名簿 (敬称略)

行政区	氏名	行政区	氏名
早瀬	橋本 慎一	野口	馬野 弥裕
笹田	天渡 正一郎	佐野	大塩 法子
日向	金森 輝	上野	熊谷 誓成
気山	田辺 耕治	興道寺	塚原 優
大藪	浅妻 智	雲谷	渡邊 榮
金山	加茂 良樹	坂尻	三谷 佳美
郷市	山本 和美	山上	堀川 直也
松原	川崎 延和	太田	山口 哲男
久々子	梶 裕一	佐田	町野 芳信
河原市	永田 守	北田	桃井 孝昭
南市	川畑 忠之	菅浜	吉本 栄
和田	伊藤 滋子	竹波	川畑 満博
木野	金松 榮	丹生	山瀬 一男
佐柿	國溪 幸猛	久保	松田 京美
麻生	横山 喜代志	小倉	岡崎 節子
中寺	水田 久志	けやき台	竹次 秀一
宮代	村上 篤志	栄	北山 俊巳
小三ヶ	山口 安正	矢筈	田辺 輝彦
新庄	高木 多喜雄		

**町**では、町民の方にゴミの分別に関する指導や、不法投棄の監視等、環境に関する取り組みを地域で進めていただくために、各地区の再生利用等推進リーダーを委嘱しています。

今年度の推進リーダーの方々は次のとおりです。ゴミの分別等で分からないことがありましたら、町住民環境課または、各地区の推進リーダーにご相談ください



平成24年度  
再生利用等推進リーダーが決定

収集できる古紙とその出し方

- ① 新聞・広告  
20～30cmの厚みにして、ひもで十字にしばって出してください。新聞と広告は混在していても構いません。
- ② ダンボール・厚紙  
ダンボール箱はつぶして平たく伸ばしてから、ひもで十字にしばって出してください。
- ③ 本(雑誌、小説等)  
20～30cmの厚みにして、ひもで十字にしばって出してください。
- ④ 紙パック(牛乳パック、酒パック等)  
水洗いした後、切り開いて乾かし、ひもまたは輪ゴムで束ねて出してください。  
※内側が銀色のものは回収できません。
- ⑤ その他紙類(小さな紙切れやタバコの空き箱等)  
雑誌等に挟むか、レジ袋や小さめのダンボール箱に入れて、きちんと口を閉じて出してください。  
※カーボン紙や感熱紙(レシートや一部のFAX用紙)は入れないでください。

古紙専用のゴミ箱を置くことで、菓子箱やメモ等の小さい紙もスムーズに分別できます。

**町**の古紙回収量は、平成21年度から毎年増加していますが、エコクル美方で焼却処分される可燃ゴミの約半分は、いまだに紙ゴミが占めています。

紙ゴミのリサイクルを徹底することで、可燃ごみを大きく減量できます。ご家庭のゴミの出し方を今一度確認し、ゴミの減量化にご協力ください。

古紙のリサイクルにご協力ください

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703

# 美浜発電所の状況



今回の報告では、7月19日から8月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

国益、国民益に適うエネルギー政策の選択等を国へ要請

7月19日に、原子力発電所が立地する県内4市町の首長及び議長で構成した福井県原子力発電所所在市町協議会で、経済産業省や内閣府等の関係機関に要請活動を行いました。

今回行った要請は、政府が原子力発電の依存度を可能な限り減らすとの基本方針の下、3つの選択肢（原子力発電比率を0%・15%・20%）を提示し、国民的議論を経た上で、今夏にも革新的エネルギー・環境戦略を決定することを受け、これまで国策に協力してきた立場から、国が進める方針に対して立地自治体の意見を伝えるために行ったものです。

## 【要請項目】

- 国益、国民益に適うエネルギー政策の選択
- 安全が確認された原子力発電所の早期再稼働
- 信頼できる原子力安全規制体制の早期構築
- 国会事故調査報告書への対応
- 世界に誇る原子力発電技術の確立と人材育成等
- 原子力防災対策の充実

## ● 耐震安全性

- 長期停止と建設延期に伴う立地地域への支援

- 電源三法交付金制度の維持など立地自治体支援の継続



↑ 枝野経済産業大臣に9項目の要請内容を説明する山口町長

当日面談した枝野経済産業大臣は、この要請に対し、「原子力発電所の安全確保については、原子力規制委員会発足までの間は、原子力安全・保安院において、福島事故の教訓を踏まえて更なる安全を期している。また、中長期のエネルギー政策においては、国民的議論を踏まえ判断したいと考えているので、皆様方の意見もしっかり反映させたい。その上で短期的には、再稼働や中長期的なエネルギー政策の如何に関わらず、いかなる結論になっても、これまでのご尽力を大前提にしっかりと

応していく。まず地元では、発電所が停止していることで、地域経済にさまざまな影響を与えていることは承知している。これについては、国の持つさまざまな支援ツールを最大限活用して、それぞれの地域のニーズを踏まえ対応していきたい。また、中長期的にも、皆様が従来から将来像としていろいろと想定されてきたことがあるということは理解している。十分なフォローがなければ政策変更はできないと思っている。今後の交付金制度の改善も含めて、これまでの長年のご協力を踏まえた対応をしたい。」と応えられました。

本協議会では、今後も引き続き会員間の連携を図りながら、原子力発電に係る課題や問題等に取り組んでいきます。

## 福井県原子力発電所所在市町協議会総会を開催

7月19日に、全国町村会館（東京）で平成24年度総会を開催しました。総会では、平成23年度事業報告及び収支決算報告をはじめ、平成24年度事業計画（案）及び収支予算（案）が審議、可決されました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には「野瀬豊高浜町長」、副会長には「時岡忍おおい町長」が選任されました。

## 第25回定期検査中

（平成22年11月24日～）

## 美浜1号機

## 第27回定期検査中

（平成23年12月18日～）

## 美浜2号機

## 美浜3号機

## 第25回定期検査中

（平成23年5月14日～）